

「総量削減義務と排出量取引制度」 地球温暖化対策計画書

※指定相当地球温暖化対策事業所用

～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
東京都地球温暖化対策指針

東京都環境局
2026年4月

目次

1	地球温暖化対策計画書とは	2
	(1) 計画書の概要	
	(2) 計画書の公表	
	(3) 計画書の提出	
2	指定相当地球温暖化対策事業所における削減計画	7
	(1) 基準排出量及び削減目標	
	(2) 基準排出量の変更	
	(3) 指定相当地球温暖化対策事業者等の変更	
3	計画書の記入方法	8
	(1) 計画書の記入にあたっての留意点	
	(2) 計画書（Excel ファイル）の入力について	
	(3) 計画書（各シート）の記入方法について	

・【参考1】日本標準産業分類表

・お問合せ先

1 地球温暖化対策計画書とは

(1) 計画書の概要

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」の規定により指定地球温暖化対策事業者となった事業者は、東京都地球温暖化対策指針に基づき「地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）」を作成し、毎年、東京都知事へ提出することが義務付けられています。

(2) 計画書の公表

事業者における温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報は広く公にし、社会的評価の対象とすることが重要であるとの観点から、提出された計画書は東京都が公表するとともに、事業者自ら公表することとなっています（環境確保条例第8条）。

① 事業者における計画書の公表

事業者が作成・提出した計画書は、事業者において提出後遅滞なく公表していただく必要があります。公表方法は、次の方法から選択して公表してください（複数の方法を併用していただいて構いません。）。

- ・インターネットの利用による公表
- ・環境報告書への掲載
- ・事業所における備え置き、掲示等

なお、可能な限りインターネットの利用による公表に努めてください。

インターネットの利用による公表ができない場合には、事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により公表してください。

また、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第2条第4項の環境報告書をいう。）を作成している事業者は、環境報告書への掲載に努めてください。

※経営に関する事項、その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項、保安上重大な影響を与える事項は除きます。（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条）

②東京都における計画書の公表

東京都においても、事業所から提出された計画書を東京都（環境局）のホームページで公表します。

※本項目の内容は、環境確保条例で規定する指定地球温暖化対策事業者が提出する地球温暖化対策計画書についてです。指定相当地球温暖化対策事業者が提出する地球温暖化対策計画書も同様の内容ですが、東京都地球温暖化対策指針で規定されています。

※ 非公表事項に関する取扱いについて

計画書等の記載内容で、経営に関する事項など、公表することにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として、事業者より公表しないことについて請求があった事項については、**東京都がその請求を妥当と認めた場合**、当該事項を非公表とすることができます。（規則第5条の2第1項第5号）

非公表の請求を希望される場合は、非公表とする事項について事前に相談窓口まで御相談ください。

※ 非公表請求が認められた事業所について

非公表請求が認められた事業所は、**非公表請求事項を修正・削除した状態の電子データを都に御提出ください。**

また、**非公表請求中の事業所についても、同様に非公表請求事項を修正・削除した状態の電子データを都に御提出ください。**

なお、提出する**紙媒体の計画書**については、非公表請求事項を**修正する前の事項を全て記載の上で都に御提出ください。**

(3) 計画書の提出

① 提出時期について

計画書は毎年度 11 月末日までに東京都へ提出する必要があります（電力メニューにより供給する電力の CO₂ 排出係数及び再エネ利用率を用いて排出量を算定する場合であって、11 月末日までに提出することが困難な場合に限り、2 月末日とします。）。

ただし、指定相当地球温暖化対策事業所となった年度については、上記提出期限と指定の日（指定となった旨の通知日）から 90 日経過した日とのいずれか遅い日が提出期限となります。

② 提出物について

書類名称	部数	提出条件	電子データの提出	備考
指定相当地球温暖化対策計画書提出書	1 部	必須	○	<ul style="list-style-type: none"> 提出者の押印が必要です。 記入内容は本要領で説明します。
地球温暖化対策計画書	1 式	必須	○	<ul style="list-style-type: none"> 記入内容は本要領で説明します。 公表対象：その1～その7シート 非公表：その8～その10シート
特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。） ※ 2025（令和7）年度分の算定報告書	1 式	必須 ※1	○	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所におけるエネルギー使用量を入力することで、特定温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 別途「特定温室効果ガス排出量算定報告書 記入要領」を参照して作成してください。 ※1「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」又は「基準排出量決定申請書」の申請時に当該年度分の算定報告書を提出済みの場合は、計画書提出時には添付不要です。
その他ガス排出量算定報告書	1 部	必須	○	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所における上下水道使用量等を入力することで、特定温室効果ガス以外の温室効果ガスの排出量を算定する様式です。また、非化石燃料の使用量についても記入する様式です。 別途「その他ガス算定報告書 記入例」を参照してください。

点検表	1 式	必須	○	<ul style="list-style-type: none"> 点検表と自動車点検表を提出してください。 別途「点検表作成の手引き」、「記入例」を参照してください。
自動車点検表	1 式	必須	○	<ul style="list-style-type: none"> 制度対象事業者が、対象事業所で保有する自動車の燃料等使用量、台数の把握や、地球温暖化の対策状況をチェックする様式です。 別途「自動車点検表 記入例」を参照してください。
特定テナント等地球温暖化対策計画書	1 式	該当する場合	○	特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナントが存在する場合は、特定テナント等相当事業者が作成した特定テナント等地球温暖化対策計画書を添付する必要があります。
中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	1 式	必須	○	中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認する様式です。
所有等割合計算書	1 式	該当する場合 (任意)	○	中小企業等の所有等割合を計算する様式です。
義務対象外となる中小企業者について	1 式	該当する場合 (任意)	○	所有等割合の要件（事業所全体の二分の一以上）を満たす中小企業者の情報を記入する様式です。

※検証結果報告書を提出する必要はありません。

■各様式の入手方法

東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度」のホームページよりダウンロードして、必要事項を記入し、御提出ください。

[ダウンロードページ]

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html

③ 提出方法

計画書の提出は、原則、オンライン提出でお願いします。オンライン提出が難しい場合は、A4サイズに印刷のうえ、郵送、窓口持参のいずれかでお願いします。

オンライン提出の場合を除いて、提出物の電子データの御提出も必要です。

提出物の電子データにつきましては、メールか電磁的記録媒体にて御提出ください。

(なお、USBメモリ・SDカードでの御提出は御遠慮ください。)

電子データのメール提出の際には、本記入要領最後の「お問合せ先」に記載のメールアドレスまで送付ください。

オンライン提出の場合、事業者控の返却はございません。オンライン提出の受付終了時には、メールにて受付終了通知が送られます。事業者控を必要とする場合には、計画書提出書の写しと返信用封筒（返送宛先を記入し、切手を貼付してください）を提出してください。受付印押印後、返信用封筒に封入して返却いたします。

郵送又は窓口持参の場合は、計画書提出書を2部と返信用封筒を提出してください。1部に受付印押印後、返信用封筒に封入して返却いたします。

■オンライン提出での御提出

オンライン提出を利用するには、事前の利用開始手続きが必要です。オンライン提出の利用開始の手続き、提出の手順等は下記URLの「オンライン提出機能利用方法について」を御参照ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/movie_data.html

■郵送での御提出

封筒表面に「地球温暖化対策計画書在中」と明記の上、次の宛先へ送付してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第二本庁舎20階南側

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

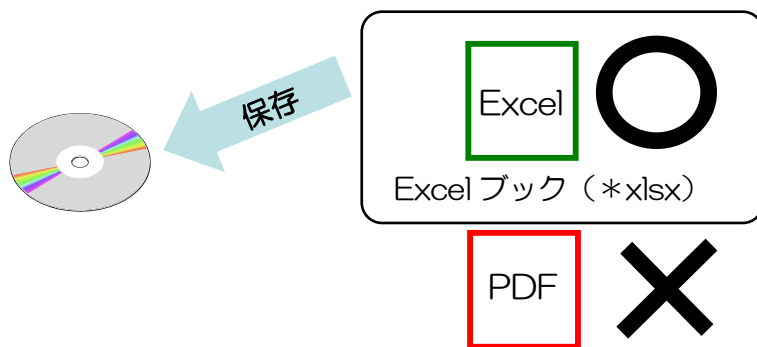
■相談窓口での御提出

より多くの皆様がスムーズに御提出いただけるよう、事前予約制（先着順）とさせていただきます。予約方法、窓口受付期間などの詳細は、下記URLを御参照ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/helpdesk.html

④ 提出に当たっての注意点(郵送又は窓口持参の場合)

■地球温暖化対策計画書 電子データ

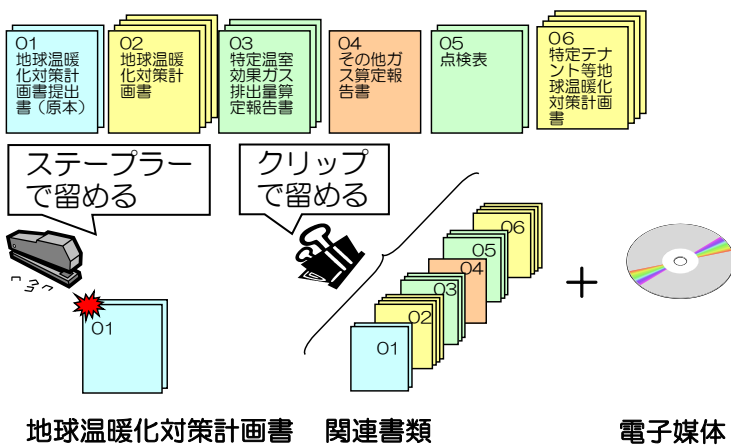


よくある間違い

- ・計画書提出書の電子データがPDFファイルで提出されている。
- ・提出した紙媒体と異なる情報の電子データが提出されている。

- ・電子データは「Excel (*xlsx)」で保存して御提出ください。
- ・地球温暖化対策計画書提出書は、押印後の書類をPDFにしたものではなく、Excel ファイルで御提出ください。
- ・電子データと紙媒体の情報が相違がないようにお願いします。

■地球温暖化対策計画書 電子データ（綴じ方）



よくある間違い

- ・点検表が提出されていない。
- ・電子データがUSBメモリ・SDカードで提出されている。
- ・旧様式の電子データや、コピーされた紙媒体で提出されている。

- ・書類は書類別にステープラーで留め、さらに全体をクリップで留めて御提出ください。
- ・提出物の電子データは、メールか電磁的記録媒体にて御提出ください。
(なお、USBメモリ・SDカードでの御提出は御遠慮ください。)
- ・作成時には必ず最新版の様式を使用し、紙媒体は原本を御用意ください。

2 指定相当地球温暖化対策事業所における削減計画

(1) 基準排出量及び削減目標

指定相当地球温暖化対策事業所には、特定温室効果ガス排出量の削減義務はありませんが、自ら削減目標を設定し計画的に地球温暖化対策を推進する必要があります。

以下の要件に該当する場合は、「指定相当地球温暖化対策事業所」として基準排出量に相当する量を算定していただき、事業所の区分に応じた規則第4条の16に規定する削減義務率以上の削減目標を設定してください。

なお、指定相当地球温暖化対策事業所には基準排出量の申請手続はありません。特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部に規定する方法により、自ら基準排出量に相当する量を算定・変更していただくことになります。

1 特定地球温暖化対策事業所の指定取消により指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所

1に該当する事業所の基準排出量に相当する量は、原則として特定地球温暖化対策事業所であったときの基準排出量を用います。また、削減義務率は指定取消とならなかった場合の値とします。

2 その他の指定相当地球温暖化対策事業所のうち、「原油換算エネルギー使用量が3箇年度※（使用開始年度は除く。）連続して1,500kL以上」に該当した事業所

※指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)の指定取消により指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては、指定地球温暖化対策事業所であった期間を含める。

2に該当する事業所の基準排出量に相当する量については、「特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける年度」を「上記に該当した年度の翌年度」と読み替えて、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部第1章に規定する方法により基準排出量に相当する量を自ら算定してください。

実際の算定に当たっては、基準排出量決定申請書の記入要領も参考にしてください。

(2) 基準排出量等の変更

指定相当地球温暖化対策事業所には、基準排出量の変更に係る手続はありません。「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における基準排出量の変更に係る申請の要件に該当した事業所は、当該ガイドライン第3部第2章に規定する方法により、基準排出量の変更量を自ら算定してください。また、新たな基準排出量の算定に伴い、敷地面積、延べ床面積等に変更が生じる場合は、合わせて変更してください。

(3) 指定相当地球温暖化対策事業者等の変更

条例第5条の9に該当する変更があつた場合は、変更後の状況を指定相当地球温暖化対策計画書提出書及び地球温暖化対策計画書に記載して提出してください。変更に関する届出等を別途提出する必要はありません。

【条例第5条の9に該当する変更】

- 一 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- 二 指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地
- 三 指定地球温暖化対策事業所を所有する事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

3 計画書の記入方法

(1) 計画書の記入にあたっての留意点

計画書の様式

指定相当地球温暖化対策事業所が提出する地球温暖化対策計画書は、指定地球温暖化対策事業所と同じ様式を使用します。そのため、様式中に「削減義務」等の記述がありますが、指定相当地球温暖化対策事業所は削減義務がないため、以下のとおり読み替えてください。

計画書様式の記述	読み替え
削減義務率	削減目標率
削減義務期間	削減目標期間
削減義務量	削減目標量
削減義務履行	削減目標達成
特定地球温暖化対策事業所	特定地球温暖化対策事業所に相当する事業所

(2) 計画書(Excel ファイル)の入力について

①Excel への入力

都が提供する Excel ファイルは保護がかかっており、行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも制限がかかっています。
事業者は入力可能な薄黄色のセルに文字や数値等を入力してください。

白いセルについては入力不可となっていますが、入力可能セル（薄黄色）に入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領を御確認ください。

②Excel ファイルのダウンロード

Excel ファイルをダウンロードして使用する際は、一旦手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。

③コメントの表示／非表示

Excel ファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。Excel の「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

④セル内の改行

「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内できれいに改行できます。

⑤ファイル形式等の改変禁止

提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出する電子ファイルには以下を行わないでください。


- ・ブックに独自の保護をかけること。
- ・シート・セルにリンクを張ること
- ・シート名の変更等の改変

入力に際して不都合がある場合は相談窓口にお問い合わせください。

(3) 計画書（各シート）の記入方法について

1) 指定相当地球温暖化対策計画書提出書の様式及び記入例

指定相当地球温暖化対策計画書提出書（第5号様式）

20XX年 11月 27日																			
東京都知事 殿																			
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>提出者（他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり）</p> <p>住所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号</p> <p>氏名 株式会社 東京〇〇</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 □□□□</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕</p>																			
指定相当地球温暖化対策計画書提出書																			
東京都地球温暖化対策指針第1編第8 7（1）の規定により、地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。																			
事業所の名称	新宿〇〇ビル																		
事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号																		
指定番号	7000																		
地球温暖化対策計画書	別添のとおり																		
連絡先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">会社名</td> <td>株式会社 東京〇〇</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>〇〇〇-△△△△</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>東京都千代田区□□町一丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>所属名</td> <td>総務部環境課</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td>大江戸 花子</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-□□□□-△△△△</td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td>03-△△△△-□□□□</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td>ooedo-hanako@△△△.co.jp</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	会社名	株式会社 東京〇〇	郵便番号	〇〇〇-△△△△	住所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号	所属名	総務部環境課	担当者名	大江戸 花子	電話番号	03-□□□□-△△△△	FAX番号	03-△△△△-□□□□	メールアドレス	ooedo-hanako@△△△.co.jp	備考	
会社名	株式会社 東京〇〇																		
郵便番号	〇〇〇-△△△△																		
住所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号																		
所属名	総務部環境課																		
担当者名	大江戸 花子																		
電話番号	03-□□□□-△△△△																		
FAX番号	03-△△△△-□□□□																		
メールアドレス	ooedo-hanako@△△△.co.jp																		
備考																			
※受付欄																			
備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。																			

①提出年月日、提出者

「年月日」

- ・実際に東京都へ提出する日を記入します。

「提出者」

- ・下表の提出者の区分により、プルダウンから適切なものを選択してください。

No.	プルダウンの選択内容	記入された方の立場		その他の指定地球温暖化対策事業者の状況
		指定地球温暖化対策事業者	代理人	
1	提出者	○	-	いない
2	提出者(他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり)	○	-	いる
3	提出者兼別紙「提出者一覧」記載の者の代理人	○	○	いる
4	別紙「提出者一覧」記載の者の代理人	-	○	いる

- ・区分所有など、提出者が複数存在する場合は、提出者のうち一名を記入・押印し、プルダウンから「提出者(他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり)」を選択してください。
- ・既に「事務手続の委任」を行っている場合は、代理人の住所・氏名を記入しますが、代理人が提出者(義務者)を兼ねるときは、「提出者兼別紙「提出者一覧」に記載の者の代理人」を選択してください。

「住所・氏名」

- ・提出者は「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」に記載した住所・氏名等を記入してください。前年度の地球温暖化対策計画書で変更している場合は、変更後の住所・氏名等を記入してください。(以下同様とする。)
- ・法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。
- ・代表者の肩書は印鑑証明や商業登記された役職名称を記入してください。
(例:「代表取締役」=○ 「代表取締役社長」=×)
- ・ゴム印等を使用した場合にも、御提出いただく電子データには忘れずに記入してください。

「押印」

- ・押印は法務局に登録している代表者印を使用してください。(※オンライン提出の場合は不要)
※事務手続の委任を行っている場合でも、代理人の押印は必要です。

②事業所の名称・所在地

「事業所の名称」

- ・事業“者”ではなく、事業“所”の名称(建物が複数の場合にあっては、その総称、又は、連名)を記入してください。

「事業所の所在地」

- ・「指定相当地球温暖化対策事業所該当(非該当)確認等通知書」に記載された所在地を記入してください。

③指定番号

- ・「指定相当地球温暖化対策事業所該当(非該当)確認等通知書」に記載された「指定番号」(4桁)を記入してください。

④連絡先

- ・連絡先には、問合せ等の窓口となる方の会社名、郵便番号、住所、所属名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、その他備考等を記入してください。①で記載した会社に所属している方であっても結構です。また、FAX番号は未記入でも結構です。
- ・御記入いただいた連絡先に説明会等の案内を郵送させていただくこともありますが、事業者又は代理人と異なる法人の方の場合は、都からの通知書は直接事業者(又は代理人)へ送付します。

提出書（表紙）に記入した日付が自動記入されます。

指定相当地球温暖化対策計画書の提出者一覧

（住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。）

指定相当地球温暖化対策計画書の提出対象となる事業所

提出書(表紙)に記入した名称・所在地が自動記入されます。

名称： 新宿〇〇ビル

所在地： 新宿区西新宿二丁目8番1号

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏名 株式会社 大江戸〇〇〇
代表取締役 □□□□

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。



住所 東京都新宿区□□町

氏名 株式会社 大江戸第二〇〇〇
代表取締役 ○〇〇〇

個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください（上側は空欄としてください。）。



住所 東京都新宿区□□町三丁目1番1号

氏名 株式会社 東京第二〇〇〇
代表取締役 △△△△



住所 都

氏名

義務者となる方全員分を記入してください。また、記入欄は飛ばさずに、上から順番に記入してください。ただし、提出書（前頁）の右上に記入した方は、この欄への記入は不要です。



※ 必ず全員分捺印してください。

（ただし、既に事務手続の委任を行っている場合は捺印不要です。）

氏名



住所

氏名

印刷範囲の設定が7名までとなっています。8名以上記入する場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。



⑤

⑥提出者の住所、氏名、押印

「住所・氏名」

- ①で記入した提出者以外の提出者の情報を記入してください（法人の場合は、住所欄に本拠地、氏名欄に法人名とその代表者の氏名を記入してください）。
- 提出者は「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」に記載した住所・氏名等を記入してください。前年度の地球温暖化対策計画書で変更している場合は、変更後の住所・氏名等を記入してください。
- 法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。
- 代表者の肩書は印鑑証明や商業登記された役職名称を記入してください。
（例：「代表取締役」＝○ 「代表取締役社長」＝×）
- ゴム印等を使用した場合にも、御提出いただく電子データには忘れずに記入してください。

「押印」

- 押印は法務局に登録している代表者印を使用してください。（オンライン提出の場合は不要）

※「事務手続の委任」を行っている場合は、押印は不要です。（「事務手続の委任」を行う場合には、別途委任の手続が必要です。）

※ 提出者の記入が用紙1枚に収まらない場合は、Excel様式上の印刷範囲を拡大してください（印刷境界の下側をドラッグすることで拡大できます。）。最大200名まで記入できます。記入欄が不足する場合は、相談窓口まで御相談ください。

※事業所や事業者の氏名・所在地等の変更について

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した日以降に事業所の名称又は所在、事業者の氏名又は住所に変更があった場合は、変更後の最新の事業者を記入して提出してください。
（別途、他の変更届等は必要ありません。）。

2) 地球温暖化対策計画書の様式及び記入例

その1 (公表) シート

年度

※提出年度を入力してください。

その9-①

指定相当

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

※「指定相当」を選択した状態としてください。

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名 (法人にあっては名称)	その1-①
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 東京〇〇	
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 大江戸〇〇〇	
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 大江戸第二〇〇〇	
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 東京第二〇〇〇	
指定地球温暖化対策事業者	他 個人15名	
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社□□商事	
特定テナント等事業者	株式会社△△銀行	
指定地球温暖化対策事業者		
特定テナント等事業者		
指定相当地球温暖化対策事業者		
特定テナント等相当事業者		

このシートは、公表の対象となっているため、指定相当地球温暖化対策事業者又は特定テナント等相当事業者が個人の場合は、氏名を入力せず、個人の人数の合計を記入してください。

「指定相当」地球温暖化対策事業者又は「特定テナント等相当」事業者を正しく選択してください。選択が間違っている場合はセルが赤くなります。

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

その1-②

事業所の名称		東京〇〇ビル						
事業所の所在地		東京都新宿区西新宿二丁目8番1号						
業種等	事業の業種	分類番号	K69	K_不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業			
		産業分類名	不動産賃貸業・管理業					
	事業所の用途	主たる用途	事務所					
		建物の延べ面積 (事務所については熱供給先面積)	前年度末	115,000.00	m ²	基準年度	115,000.00	m ²
			事務所	前年度末	102,000.00	m ²	基準年度	110,000.00
		情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²
		放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²
		商業	前年度末	8,000.00	m ²	基準年度		m ²
		宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²
		教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²
医療		前年度末		m ²	基準年度		m ²	
文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²		
物流	前年度末		m ²	基準年度		m ²		
駐車場	前年度末	5,000.00	m ²	基準年度	5,000.00	m ²		
工場その他上記以外	前年度末		m ²	基準年度		m ²		
事業の概要		不動産の賃貸及びビル管理として新宿〇〇ビルを管理している。 新宿〇〇ビルの概要 1990年しゅん工 地上50階、地下4階、12000人が就業 地上50階と地下1階は飲食店街、地下1階は駐車場、それ以外は事務所である。						
東京都建築物環境計画書制度における建物番号		<input type="radio"/> 建物番号あり		<input checked="" type="radio"/> 建物番号なし		-		

改行する場合は、「Alt キー + Enter キー」を使用してください。文章のレイアウトをスペースキーで調整しないでください。

その1-① 指定相当地球温暖化対策事業者の氏名

- ・計画書提出者である「指定相当地球温暖化対策事業者」を記入します。左欄はプルダウンから「指定相当地球温暖化対策事業者」を選択し、右欄に法人の名称のみを記入してください。（役職名や個人名の記入しないでください。例：×「株式会社東京 事業部」 → ○「株式会社東京」）
- ・「特定テナント相当等事業者」の要件に該当するテナント等事業者がいる場合は、その者を記入します。左欄はプルダウンから「特定テナント等相当事業者」を選択し、右欄にその法人等の名称を記入してください。特定テナント等相当事業者が指定相当地球温暖化対策事業者でもある場合には、左欄は「指定相当地球温暖化対策事業者」を選択してください。（事業者名は「特定テナント等地球温暖化対策計画書」の届出者と一致させてください。）

※本シートは記載内容がそのまま公表されます。個人の場合は、氏名を記載せず、合計人数のみ記入してください。

※ 記入欄が不足する場合には、シート「その1-2」に記入してください。

（参考）特定テナント等相当事業者の要件

指定相当地球温暖化対策事業所において、次のいずれかに該当するテナント等事業者

- 1 当年3月末日時点で床面積5,000平方メートル以上使用している事業者
- 2 床面積にかかわらず、前年度の4月1日からの1年間の電気の使用量が600万kWh以上の事業者

その1-② 事業所の名称、事業所の所在地

- ・事業所名称及び事業所所在地を記入してください。（提出書の記載と一致）

その1-③ 事業の業種

- ・事業の業種を記入してください。本要領41・42ページの【参考1】に記載している日本標準産業分類（令和5年7月改定）に従って、プルダウンで分類番号（左側：大分類、右側：中分類）を選択してください。分類番号と産業分類名が自動的に表示されます。
- ・義務者が複数いる又は業種が複数ある場合は、事業規模として大きいものを選択してください。

その1-④ 主たる用途

- ・用途の種類は、その1-⑤の「用途別内訳」項目に数値を入力することで、その対象事業所の建物等の主たる用途が自動入力されます。

その1-⑤ 建物の面積

- ・建築確認申請等で記載されている、事業所の延べ面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を記入してください。事業所に住宅、熱供給事業用の施設、電気事業用の発電所及び変電所が含まれている場合は、当該面積を除いてください。熱供給事業所は熱供給先面積（住宅を含む。）を「工場その他上記以外」に記入してください。

※「前年度末」の欄は、前年度末日時点における延べ面積を記入します。この面積は都に提出する「特定温室効果ガス排出量算定報告書」に記載されている「建物の延べ面積」と同じ値になります。

※「基準年度」の用途別面積には、特定地球温暖化対策事業所の指定取消により指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所においては、東京都に提出した「基準排出量算定書」に記載されている建物の延べ面積を転記してください。また、基準排出量変更申請を行った場合には、「基準排出量変更算定書」に記載されている「変更後」の建物の延べ面積を転記してください。その他の指定相当地球温暖化対策事業所は、自ら算定した基準排出量に相当する量を算定した期間における建物の延床面積を記載してください。新規事業所で基準排出量算定を行っていない場合は空欄にしてください。

※ 様式での面積の表示は、小数点第3位以下を四捨五入しています。

その1-⑥ 事業の概要

- ・事業所の概要（建物の形態、事業所の活動の概要等）を記入してください。

その1-⑦ データセンター用途の該当確認

- ・データセンター用途に該当している場合は、チェックボックスにマークをして下さい。
- ・データセンター用途とは、データセンター（データの処理を目的とした、コンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した建物又は室）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業を指します。具体的には、情報処理に係る環境貸与（ハウジング、ホ

스팅、クラウド事業等)用途として情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業とします。
 なお、情報通信用途(基地局等の情報通信用途)や自社管理用途(社内システム(経理、管理、研究開発等)用途)、その他の事業用途(物品販売業等、他の業種として規定される事業)は対象外となります。また、事業所におけるサーバー室面積の合計が300㎡未満のデータセンターは報告の対象外となります。

その1-⑧ 東京都建築物環境計画書制度における建物番号

- 東京都建築物環境計画書制度の建物番号(6桁の数値)については、東京都環境局ホームページの「建築物環境計画書制度システム」(<https://green-building-pgm.metro.tokyo.lg.jp/KSE00101>)で把握できる場合、又は建築物環境計画書の控え等で把握できる場合に、当該建物番号を記入してください。
- 複数該当する場合は、複数記載してください。(1つずつ改行して記載してください。)

東京都環境局 **建築物環境計画書制度システム** ログイン 利用規約 サイトポリシー

公表情報検索

特定建築物 検索マップ

地域 (※)

都内全域

23区

多摩東部

多摩北部

多摩南部

多摩西部

島しょ

届出状態 (※) 計画 変更 完了

用途 (※)

全て選択
 住宅等 ホテル等 病院等 百貨店等
 事務所等 学校等 飲食店等 集会所等
 工場等 その他

建物番号 建築主

設計者 段階取得割合 % ~ %

環境性能

UA(住宅) W/(㎡・K) ~ W/(㎡・K) (0.00W/(㎡・K) ~ 99.99W/(㎡・K))

BEI(住宅) ~ (-99.99 ~ 99.99)

BPI(非住宅) ~ (-99.99 ~ 99.99)

BEI(非住宅) ~ (-99.99 ~ 99.99)

再エネ設備 kW ~ kW (0.00 ~ 9,999,999.999)

再エネ電気 % ~ % (0.00 ~ 100.00)

EV充電器

専用(住宅) 区画 ~ 区画 (0 ~ 9,999)

共用(住宅) 区画 ~ 区画 (0 ~ 9,999)

専用(非住宅) 区画 ~ 区画 (0 ~ 9,999)

共用(非住宅) 区画 ~ 区画 (0 ~ 9,999)

検索

その2 (公表) シート

(3) 担当部署

計画の担当部署名称	株式会社 東京〇〇 運営企画部企画グループ	その2-①
公表の担当部署名称	株式会社 東京〇〇 総務部広報課 環境広報担当	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス:	http://www.△△△.co.jp	その2-②
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所:	株式会社 東京〇〇 総務部広報課	
		所在地:	東京都千代田区□□町一丁目1番1号	
		連絡先:	03-5321-〇〇〇〇	
		閲覧可能時間:	9:00から16:30 (土曜、祝日、年末年始は除く)	
	冊 子	冊子名:	新宿〇〇ビル「環境レポート第〇〇号」	
		入手方法:	ホームページに掲載	
そ の 他	アドレス:			

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	1990	年	2	月	8	日	その2-③
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度								

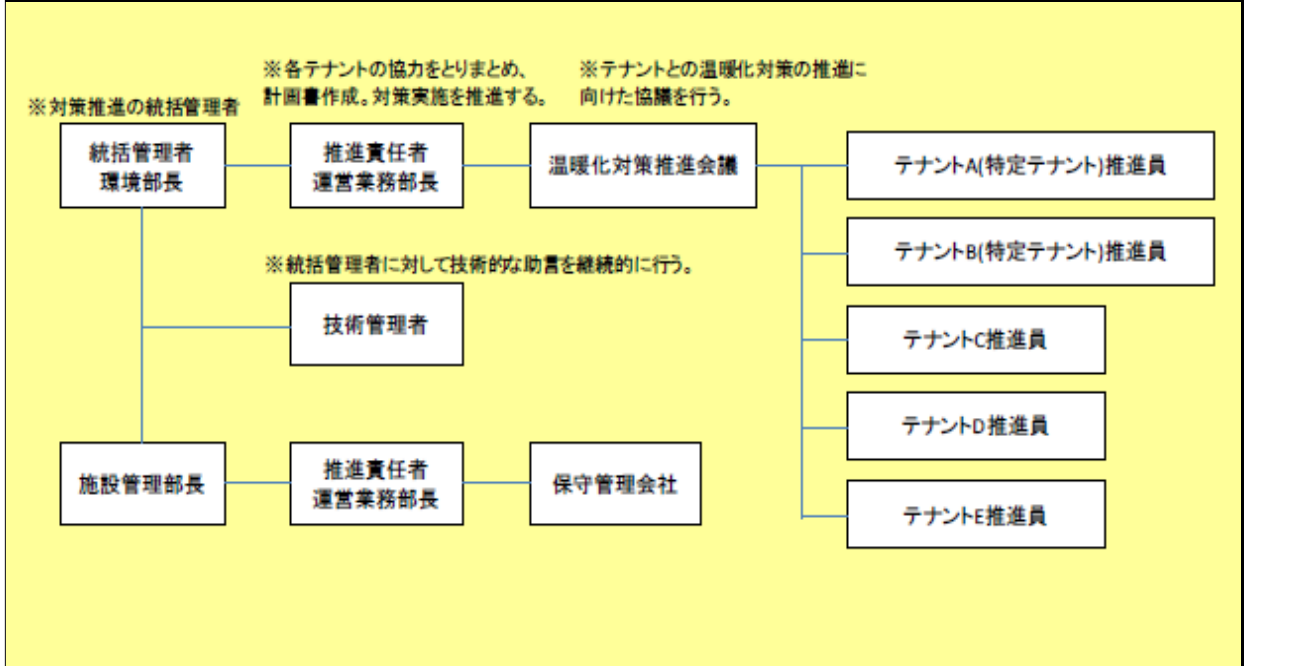
2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当社では、日頃より環境配慮の積極的な取り組みを進めている。その中で、以下の点を重視して地球温暖化対策に取り組む。

- 1、事務所での省エネの継続的な取組
- 2、社員、入居テナントに対する環境意識向上のための啓発活動
- 3、高効率機器への更新

改行する場合は、「Alt キー+Enter キー」を使用してください。
文章のレイアウトをスペースキーで調整しないでください。

3 地球温暖化の対策の推進体制



その2-① 担当部署

- ・「名称」欄に担当部署を記入してください。

※本シートは記載内容がそのまま公表されますので、個人が特定される情報は記入しないでください。

その2-② 地球温暖化対策計画書の公表方法

- ・公表方法は、次の4つの方法から選択してください（複数選択可）。

ホームページでの公表：計画書を自社等のホームページに掲載します。計画書に掲載するURLを記入してください。広く公表できるように、なるべくこの方法を選択してください。

窓口での閲覧：事業所の窓口に正本コピーを置き、希望者に閲覧できるようにしてください。窓口は対象事業所ではない場所（本社の広報窓口等）でも結構です。

冊子（環境報告書等）：環境レポート等の冊子に掲載する方法です。入手方法も記入してください。

その他：上記3つのいずれの方法とも異なる場合に選択してください。

その2-③ 指定年度等

- 「指定地球温暖化対策事業所」欄

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度を西暦で記入してください。

（「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」の年度）

- 「特定地球温暖化対策事業所」欄

○新規で指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所或いは指定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所

3箇年度連続で原油換算エネルギー量が1,500kl以上となり、削減目標の設定が開始された年度を西暦で記入してください。

○特定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度を西暦で記入してください。

（「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」の年度）

- ・事業所の使用を開始した年月日を記入してください。

※ここで入力した年度が以降のシートの記入内容に影響されるため、適切な数値を記入してください。

その2-④ 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

- ・対象事業所及び全社的に取り組んでいる温暖化対策や環境対策、この計画書について、これらを推進するための基本的方針を記入してください。特に対外的にアピールしたいものがあれば、積極的に記入してください。
- ・記入にあたっては、見切れがないように枠内に収まる文字数としてください。

その2-⑤ 地球温暖化の対策の推進体制

- ・現在の温暖化対策の実施に向けた推進体制を図等で記入してください。この書面は公表対象のため、個人が特定される情報（担当者等の個人名）は記入しないでください。

- ・記入例で示した体制図のように、「統括管理者」、「技術管理者」、「推進責任者」、「推進員」等の担当職名を明記してください（担当職が未定の場合、担当する見込みのある職名を記入してください。）。

- ・体制図が大きい等、記入しきれない場合は、「別紙参照」と記入するとともに、別途御提出ください（別紙参照とすることができるのは、この推進体制のみです。）。なお、この別紙も公表対象となります。

その3 (公表) シート

4 温室効果ガス排出量の削減目標 (自動車に係るものを除く。)

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2025年度から	2029年度まで	その3-①		
削減目標	特定温室効果ガス	高効率設備への更新を行うとともに太陽光パネルの導入や低炭素な電力メニュー契などの再エネ利用の拡大や、入居テナントと一体となって運用対策を実施することにより、総量削減義務 (50%見込み) の削減を目指す。			
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	節水型の水洗便器や節水コマの使用しており、トイレ等の節水対策を実施する。入居テナントに対しても節水を呼びかけ、水道の使用量を計画期間中に2%以上削減することを目標とする。			
削減義務の概要	基準排出量	12,000	t (二酸化炭素換算) /年	削減義務の区分	I-1
	排出上限量 (削減義務期間合計)	30,000	t (二酸化炭素換算)	平均削減義務率	50%

(2) 2030年度以降の削減目標

期間	2030年度から	2034年度まで	その3-②		
削減目標	特定温室効果ガス	再生可能エネルギーの利用を拡充し、65%以上の削減を達成することを目標とする。			
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	引き続き節水を行うことで、その他ガスを現状の2%以上削減した状態を維持する。			

5 温室効果ガス排出量 (自動車に係るものを除く。)

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位: t (二酸化炭素換算)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
特定温室効果ガス		6,500				
その他ガス	上記以外の二酸化炭素 (CO ₂)					
	メタン (CH ₄)					
	一酸化二窒素 (N ₂ O)					
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)					
	パーフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)					
	三ふっ化窒素 (NF ₃)					
	上水・下水	7.0				
合計	6,507					

(2) 非化石燃料の利用状況 (再生可能エネルギーを除く。)

その3-④	
事業所内では、非化石燃料 (水素、アンモニアなど) を使用していません。	

(3) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位: kg (二酸化炭素換算) / m²・年

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	56.5				
その3-⑤					

その3-① 現在の削減計画期間の削減目標

「削減目標」

- ・特定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合に記入してください。
- ・2025年度から2029年度の第四計画期間における特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）と特定温室効果ガス以外の温室効果ガスについて、可能な限り定量的な削減目標を記入してください。
- ・「特定地球温暖化対策事業所」に相当する事業所は、特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）の目標について、事業所の削減目標率以上の目標値を設定する必要があります。
削減目標率以上の目標値を設定されていることが読み取れない場合は、計画書提出後に東京都から修正の連絡をさせていただく場合があります。
- ・特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）についても削減目標を記載しますが、特に、その他ガス排出量の割合が事業所に係る全ての温室効果ガス排出量の2分の1以上である場合は、その他ガスの削減について、定量的な目標を記入してください。

「削減義務の概要」

- ・その8（非公表）シートから自動転記されます。「特定地球温暖化対策事業所」に相当しない事業所は、空欄のままです。

その3-② 次の削減期間以降の削減目標

- ・2030年度以降の特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）と特定温室効果ガス以外の温室効果ガスについて、削減目標を記入してください。
- ・目標年度については、デフォルトで「2034年度」を記載しておりますが、事業所で任意に設定することができます。目標年度を変更する場合は、デフォルトの記載を削除し、2031年度以降の任意の年度を記入してください。

その3-③ 温室効果ガス排出量の推移

- ・算定年度の排出量を記入します。本年度は2025年度実績の報告となりますので、2025年度の欄にのみ排出量を記入してください。
- ・特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）排出量の数値を記入してください。（「特定温室効果ガス排出量算定報告書」その6の1シート）
- ・その他ガス（上水・下水など）排出量は、「その他ガス排出量算定報告書」を作成し、算定値をガス種別ごとに転記してください。

その3-④ 非化石燃料の利用状況（再生可能エネルギーを除く。）

- ・「その他ガス排出量算定報告書」に記載した水素・アンモニアの使用状況について記入してください。使用実績がない場合であっても、使用していない旨を記入してください。

※水素・アンモニア以外の非化石燃料（例えば、黒液（木材パルプを作る際に発生する液体）、木材、廃タイヤ・プラスチックといった製造などの工程で生まれる副産物など）は、その他ガスの対象となっていないので、この欄には記載できません。

その3-⑤ 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

- ・「その3-③」で記入した各排出量を「建物の延べ面積」で除した値が自動で記入されます。

※計画期間の途中で面積が変更になった場合、変更前の年度については、過年度の計画書に記載された数値を手入力してください。

その4 (公表) シート

6 総量削減義務に係る状況 (特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載)

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/>	過去の実績排出量の平均値	算定方法: ()
<input type="radio"/>	排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/>	その他	

(2) 基準排出量の変更

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
変更年度					

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I-1
----------	-----

(4) 削減義務期間

2025 年度から	2029 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
極めて優れた事業所への認定					
特に優れた事業所への認定					
優れた事業所への認定					
削減義務率の削減の有無					

(6) 年度ごとの状況

単位: t (二酸化炭素換算)

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	削減義務
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
	削減義務率 (B = a-b-c)	50%	50%	50%	50%	50%	
	区分別削減義務率 (a)	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %	
	医療施設への緩和 2% (b)						
	電化率20%未満事業所への緩和 3% (c)						
	排出上限量 (C = Σ A-D)						
削減義務量 (D = Σ (A × B))							30,000
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	6,500					6,500
	排出削減量 (F = A - E)	5,500					5,500

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input checked="" type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input type="checkbox"/> 燃料転換	<input type="checkbox"/> その他

増減要因を選択し、チェックを入れる

具体的な増減要因	LED照明への更新や高効率な冷凍機への更新により特定温室効果ガスの排出量が減少した。 排出係数の低い電力の契約や非化石証書を利用して、電気使用に伴う排出量を減少した。
----------	--

《注意》 その4シート を記入する前に確認してください！

特定地球温暖化対策事業所（削減義務がかかる事業所）に相当する事業所のみ、記入してください。

その4-① 基準排出量の算定方法

- ・該当する基準排出量の算定方法に「●」を付けてください。
 - ・過去の実績排出量の平均値、排出標準原単位以外の方法から算出している場合は、その他を選択して、その算定方法を記載してください。
- （※「基準排出量変更」は対象外となります。）

その4-② 基準排出量の変更

- ・「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における基準排出量変更の要件に該当した事業所は、変更事象のあった年度のプルダウンから「○」を選択してください。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所には、基準変更の手続きはありません。基準排出量変更の要件に該当するかを自ら判断し、該当する場合は変更後の値を算定してください。

その4-③ 削減義務率の区分

- ・事業所の種類に応じて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の16に規定する削減義務率に相当する削減目標率の区分をプルダウンで選択してください。不明の際は相談窓口まで御相談下さい。

その4-④ 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

- ・指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません

その4-⑤ 年度ごとの状況

- ・自ら算定した基準排出量に相当する量及び該当する削減目標率※を年度ごとに記入してください。基準排出量の変更要件に該当する事象がある場合は、自ら変更量を算定して変更後の基準排出量に相当する量及び該当する削減目標率を記入してください。
 - ・基準排出量の変更については特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部第2章に規定する方法により行ってください。実際の算定に当たっては、基準排出量変更申請書の記入要領も参考にしてください。
- https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/change_application.html

※：削減目標率については、以下の資料を参照してください。なお、基準排出量の選択方法や事業所区域を変更した場合など、参照資料の削減義務率と一致しない場合も存在しますのでご注意ください。

「第四計画期間に適用する改正事項等説明会」資料p52

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/meeting/r6/yonki_kaisei/

その4-⑥ 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

- ・前年度の排出量と比較して、当該年度の排出量増減に影響を及ぼしていると考えられる要因を分析し、「具体的な増減要因」を記入してください。
- ・下表に基づき「具体的な増減要因」に該当する「増減要因」を全てチェックしてください。

増減要因の チェック項目	具体的な増減要因	注意点
削減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ（CO2）を目的とした取組 ・創エネ（自家消費）を目的とした取組 ・排出係数の低い電気（熱）の購入 ・再エネ由来の証書の利用 	
床面積の増減	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の新築・増築・解体 ・熱供給事業所の場合、供給先床面積の増減 	<ul style="list-style-type: none"> ・テナント退去による空室は該当しない。
用途変更	<ul style="list-style-type: none"> ・排出標準原単位の用途区分※が変わる用途の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・テナント退去による空室は該当しない。
設備の増減	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動特有な生産設備やサーバー機器等のエネルギー消費設備の増減 ・熱供給事業所の場合、熱源設備の増減 	<ul style="list-style-type: none"> ・『点検表』に記載するようなユーティリティ設備や建築設備の増減は該当しない。
燃料転換	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ・工業炉などの燃料を低い燃料種へ変更 ・ガス設備を電気設備へ変更 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外 <ul style="list-style-type: none"> ✓空室率の増減 ✓建築物の改修工事 ✓施設や設備の変更を伴わない生産量の増減 ✓営業時間や工場稼働時間の変更 ✓ユーティリティ設備等やOA機器の増減 ✓気温・気候の変化、など 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットの活用は増減要因のいずれにも該当しない。

※排出標準原単位の用途区分とは、1（2）指定地球温暖化対策事業所の概要の用途別内訳のことです。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No.	区分名称	対策の名称	実施時期	備考
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】		
1	照明設備	LED化	2013～	
2	空調・換気設備	その5-① クーリングの推奨	2009～	
3	熱源・熱搬送設備、冷却設備	蒸気トラップ	2018～	その5-④
4	空調・換気設備	その5-② 管理	2018～	その5-⑤
5	空調・換気設備	空調ポンプのオーバーホール	2018～	
6				
		(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)		
71	オンサイト再エネの利用	太陽光パネルの設置	2025～	
72	オフサイト再エネの利用	都外の事業所に設置の太陽光パネルでの電力を自己託送	2028～	
		【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】		
81				
82				
		【排出量取引の計画及び実施の状況】		
91	排出量取引	超過削減量の充当	整理期間	
92				

《注意》 その5シート を記入する前に確認してください！

これから計画する排出量削減対策について、自らの現状を把握し、効果的かつ実施可能な計画を立案するために、別途、「点検表」に記入して御提出してください。

その5－① 削減計画及び実施の状況

- ・「特定温室効果ガス排出量の削減」に削減計画及び実施状況を記入してください。
※基準排出量に相当する量を算定した事業所にあつては、基準年度以降に実施した対策を記入してください。
- ※指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く)のから指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所は、指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた年度以降の対策を記入してください。
- ※その他の場合は、指定相当地球温暖化対策事業所に該当することの確認を受けた年度以降の対策を記入してください。
- ・各項目、一部の行を非表示にしております。行が不足した場合には、必要に応じ再表示して御使用ください。(該当する行の行番号を選択し、右クリックのメニューから「再表示」を選択すると表示されます。)

その5－② 対策の区分

- ・削減計画（実施状況）の対策に該当する「区分名称」をプルダウンから選択します。

その5－③ 対策の名称

- ・削減対策の内容が分かる名称を記入してください。

その5－④ 実施時期

- ・各対策の実施予定（実施した）時期を記入してください。

その5－⑤ 備考

- ・「その5－③」で記入した削減対策の具体的な内容を記入してください。

※その5シートに記入した対策内容は、一部、その9シートに自動入力されます。

その6 (公表) シート

8 事業所で実施したエネルギー削減対策及び再エネ利用の状況等

その6-①

(1) 延べ面積当たりエネルギー使用量の推移状況及び前年度と比較したときの増減要因の分析

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
延べ面積当たりエネルギー使用量	MJ/m ²	156.5				
延べ面積当たりエネルギー使用量の増減要因		2024年度の延べ面積当たりエネルギー使用量は「160MJ/m2」で2%削減できている。 LED照明への更新や高効率な冷凍機への更新により電気使用量が減少したことが要因である。				

その6-②

(2) 再エネの導入・利用に関する取組みに関する基本方針

・設置可能な範囲で太陽光パネル等、再エネ設備を積極的に導入することとする。
・2030年までにはオンサイト再エネだけでなく、オフサイト再エネや低炭素な電気契約等、多様な手段で再エネ導入を図り、事業所内での再エネ利用率(電気)100%を目指す。

その6-③

(3) 再生可能エネルギー使用状況及び導入目標

	2025 年度の導入状況					2034 年度の導入目標				
	種類	規模	(単位)	設置場所	設置年度	種類	規模	(単位)	設置場所	設置年度
事業所内 (自己設置・ オンサイトPPA 等)	太陽光	30	kW		2020~2024	太陽光	30	kW		2020~2024
						太陽光	10	kW		2025年度以降
事業所外 (オフサイト PPA・自己託送 等)						太陽光	100	kW	都外	2025年度以降

その6-④

(4) 事業所で使用する電気・熱・都市ガスの排出係数の状況

	使用する電気・熱・都市ガスの排出係数		
	排出係数	メニュー契約の有無	
電気	0.50以下	tCO ₂ /千kWh	契約なし
熱		tCO ₂ /GJ	
都市ガス	2.25以下	tCO ₂ /千m ³	契約なし

その6-⑤

(5) エネルギー使用量に占める再エネ利用割合等

電気使用量に占める割合	30.20	%
熱使用量に占める割合	—	%
都市ガス使用量に占める割合	—	%
エネルギー使用量全体に占める割合	22.40	%
エネルギー使用量全体に占める割合 (事業所が直接充当した証書を除く)	15.50	%

その6-⑥

(6) 上記以外の再エネ利用及びその他の自然界に存する熱の利用状況について

都市ガスについて、ボランティアクレジットでオフセットした都市ガスの利用を検討している。

その6-① 延べ面積当たりエネルギー使用量の推移状況及び前年度と比較したときの増減要因の分析

- ・事業所の延べ面積当たりエネルギー使用量の推移状況を記入します。
- ・延べ面積当たりエネルギー使用量は、様式外（印刷範囲外）に設けている以下の表に、各年度のエネルギー使用量と延べ床面積（報告年度のみ自動転記）を記入することで、自動で算定されます。
- ・各年度のエネルギー使用量及び延べ床面積は、特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載されています。

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
エネルギー使用量	GJ	20000				
延床面積	m ²	135000				

- ・前年度の延べ面積当たりエネルギー使用量と比較して、当該年度の延べ面積当たりエネルギー使用量増減に影響を及ぼしていると考えられる要因を分析し、「増減要因」を記入してください。

その6-② 再エネの導入・利用に関する取組みに関する基本方針

- ・2025年度から2029年度の第四計画期間における再エネの導入・利用に関する取組みについて、可能な限り定量的な目標を含めて、事業所としての方針を記入してください。
- ・その6-③からその6-⑤へ現状の再エネの導入・利用状況を記入します。記入内容と齟齬が生じないように、方針を記入してください。

その6-③ 再生可能エネルギー使用状況及び導入目標

- ・現時点と導入目標年度の事業所で使用しているオンサイト再エネとオフサイト再エネの状況を記入してください。
- ・記入する内容は、再エネの種類、規模（設備容量や設備能力）、設置年度となります。
- ・オフサイト再エネについては、上記に加えて、設置場所（都内か都外）を記入してください。
- ・導入目標年度については、事業所で自由に設定してください。ただし、その6-②で目標年度を設定している場合は、目標年度を揃えていただくようお願いします。
- ・その5シートの記載との整合にご注意ください。

	2025 年度の 導入 状況					2034 年 度 導 入 目 標				
	種類	規模	(単位)	設置場所	設置年度	種類	規模	(単位)	設置場所	設置年度
事業所内 (自己設置・ オンサイトPPA 等)	太陽光	30	kW		2020~2029	太陽光	30	kW		2020~2024
						太陽光	10	kW		2025年度以降
事業所外 (オフサイト PPA・自己託送 等)						太陽光	100	kW	都外	2025年度以降

現状設置している設備について、導入目標年度時点も現存予定であれば同じ内容を記入

現時点の導入状況を記入

新たに導入予定の再エネを追記

その6-④ 事業所で使用する電気・熱・都市ガスの排出係数の状況

- ・事業所で使用する電気・熱・都市ガスの排出係数に合致するレンジ幅をプルダウンから選択してください。また、メニュー別排出係数（再生可能エネルギーの利用や再エネ由来のクレジット又は証書により、電気等の使用に伴う二酸化炭素排出量を低減した排出係数）の契約有無についても合わせて選択してください。
- ・事業所で使用していない燃料等の場合は、空欄のままでも問題ございません。
- ・排出係数については、特定温室効果ガス排出量算定報告書で、事業所全体の排出係数を算定しますので、

その数値を確認いただき、プルダウンの選択をお願いします。

その6-⑤ エネルギー使用量に占める再エネ利用割合等

- ・特定温室効果ガス排出量算定報告書で算定されるエネルギー使用量に占める再エネ利用割合を転記してください。
- ・事業所で使用していない燃料等の場合は、空欄のまま問題ございません。

その6-⑥ 上記以外の再エネ利用及びその他の自然界に存する熱の利用状況について

- ・下表に示す特定温室効果ガス排出量算定報告書に利用量を記載できる再エネ種 **以外（大気熱（ヒートポンプ）を除く）**で、熱・電気を使用する場合について、その利用状況を記入してください。
- ・下表に示す特定温室効果ガス排出量算定報告書に利用量を記載できる再エネ種 **であって、電力量・熱量を計量できていない**が利用している場合について、その利用状況を記入してください。
- ・本制度で使用できないクレジット（J-クレジットやボランタリークレジットなど）の利用状況についても、この欄に記入することができます。

【特定温室効果ガス排出量算定報告書に利用量を記載できる再エネ種】

熱	電気
太陽熱	オンサイト PPA（ヴァーチャル）
地熱	太陽光
温泉熱	風力
雪氷熱	地熱
海水熱	水力
河川水熱	バイオマス
地下水熱	
地中熱	
バイオマス	

その6の2 (公表) シート

9 指定地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出量削減の取組状況

(1) サプライチェーンの温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組について

その6-⑦

サプライチェーン排出量については下記のHPを参照。
Scope3の排出量では、輸送・配送（カテゴリー4及び9）の排出量が多く削減が課題である。
URL xxxx

【他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組（以下に記載）】
輸送・配送については、他者の自動車を利用しており、排出量が3000 t程度であり、モーダルシフトを多用している配送業者を積極的に利用して、排出量削減に努めている。

(2) 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組について

その6-⑧

XX製品は従来品に比較し省エネ型であり、これを使用することにより製品ユーザのエネルギー使用量は、従来型に比較しXX%削減できる。詳細は下記弊社ホームページを参照。
URL xxxx

(3) 自らの温室効果ガス吸収等の取組について

その6-⑨

所有している森林で、年間1000tCO2の二酸化炭素を吸収している。
森林については、吸収能力の維持管理のため、定期的の間伐を実施し、適正な森林環境を維持している。

(4) 事業所における環境性能評価・認証取得状況について

その6-⑩

取得あり 取得なし

認証名	種類	評価段階	認証名	種類	評価段階
BELS	-	★★★			
ZEB	-	ZEB Oriented			
LEED	ND	GOLD			
CASBEE	ウェルネスオフィス	A			

今後の取得予定

備考欄 ZEB0orientedについては、事業所の事務用途部分に限定して取得している。

(5) 気候変動関連の国際イニシアティブへの取組状況について

その6-⑪

取得あり 取得なし

名称	開始年度	名称	開始年度
RE100	2024年度		
	年度		年度
	年度		年度

今後の取組予定 企業間でのイニシアティブも存在しているため、そちらへの参加も検討する予定である。

備考欄

(6) その他の温室効果ガス排出量削減に寄与する取組について

その6-⑫

- その6の2（公表）シートは基本的に事業者の取組を記入するシートで、任意に記載いただくシートとなります（一部例外あり）
 - 記載できる事業者は、当該事業所の指定相当地球温暖化対策事業者となります。複数の指定相当地球温暖化対策事業者が存在する場合は、当該事業所のエネルギー管理等に主に関わっている事業者を選定いただき記入してください。
- ※複数事業者の取組内容を記入いただくこともできます。その場合は、事業者名と取組内容が紐づけができるようにしてください。

その6-⑦ サプライチェーンの温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組について

- サプライチェーン排出量（Scope1 排出量（事業者自らが直接的に排出する温室効果ガスの量）、Scope2 排出量（他者から供給された電気又は熱の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガスの量）及び Scope3 排出量（Scope2 排出量以外で事業者が間接的に排出する温室効果ガスの量）の合計量をいう。）の算定・削減の取組、企業グループ全体の温室効果ガスの排出量について記入することができます。
- 自社のホームページ等で公表している場合は、該当ページの URL を記入することもできます。
- 他者の自動車（輸送・貨物車など）の排出量の値や取組内容について、他社の自動車の利用に伴う温室効果ガスを把握し、算定できる場合は、下段の欄に記入してください。

その6-⑧ 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組について

- 高効率な製品製造・販売や省エネルギー診断の実施といった、他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量について、削減貢献量の算定方法の詳細と併せて記入することができます。
- 自社のホームページ等で公表している場合は、該当ページの URL を記入することもできます。

その6-⑨ 自らの温室効果ガス吸収等の取組について

- 自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組、吸収量及び炭素貯蔵の取組並びにその貯蔵量について記入することができます。吸収量等の記載に当たっては、その算定方法についても合わせて記入することができます。
- 自社のホームページ等で公表している場合は、該当ページの URL を記入することもできます。

その6-⑩ 事業所における環境性能評価・認証取得状況について

- 事業所で取得している環境性能評価・認証の取得状況について、できる限り記入してください。
- 環境性能評価・認証については、プルダウンから、認証名、種類、評価段階を選択してください。
- プルダウンに該当する環境性能評価・認証がない場合は、取得情報を赤点線の欄に直接記入してください。（この欄のみ自由記入ができるようにしています。）
- 今後取得する計画がある場合は、「今後の取得予定」の欄に、取得予定の環境性能評価・認証詳細（認証名、種類、評価段階）を記入してください。
- 事業所全体でなく部分的に取得している場合など、取得している環境性能評価・認証に条件等がある場合は、備考欄にその詳細を記入してください。

その6-⑪ 気候変動関連の国際イニシアティブへの取組状況について

- 温室効果ガスの排出量の削減目標等の気候変動対策に関する国際イニシアティブへの取組状況について、SBTi（企業がパリ協定と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、認定を取得する国際的なイニシアティブ）の認定取得状況、CDP（CDP の活動に賛同し、送付される質問書に回答することで情報開示を行うもの）、RE100（企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ）への参加状況等について、できる限り記入してください。
- 取り組まれている国際イニシアティブについて、プルダウンから選択し、開始年度を記入してください。
- 上記の3つ以外の目標を記載する場合は、赤点線の欄に直接記入してください。（この欄のみ自由記入ができるようにしています。）
- 今後取得予定がある場合は、「今後の取組予定」の欄に、取組予定の国際イニシアティブと取得予定年度を記入してください。

- ・取組んでいる国際イニシアティブに条件等がある場合は、備考欄にその詳細を記入してください。

その6-⑫ その他の温室効果ガス排出量削減に寄与する取組について

- ・その6-⑦から6-⑪まで又は他の項目に記入できない取組で、温室効果ガス排出量削減に寄与する取組を実施している場合は、この欄に記入することができます。

その7（公表）シート

10 特定温室効果ガス排出量の取組方針と詳細な削減目標の設定

（指定相当地球温暖化対策事業所であって法対象直接排出量確認書を提出している事業所の場合のみ記載）

その7-①

(1) 排出源別の取組方針と削減目標

		SCOPE 1 排出量	SCOPE 2 排出量
取組方針	取組方針	可能な部分から設備の電化を進めるが、難しい場合は高効率機器への更新を図る。 また、非化石燃料や排出係数の小さい燃料へ段階的に転換する。	再生可能エネルギー由来の電気へ転換する。
	排出量削減手法	高効率ボイラーへの更新や電気ボイラーやヒートポンプ式給湯器の導入も合わせて検討 A重油はLPGへ燃料転換、都市ガスはメニュー契約を検討	再エネ電力の調達
削減目標	短期目標	基準年度のScope1排出量を基準として、10～15%の削減を目標とする。	基準年度のScope1排出量を基準として、40～50%の削減を目標とする。
	2030		
	長期目標	基準年度のScope1排出量を基準として、80～90%の削減を目標とする。	基準年度のScope1排出量を基準として、100%の削減を目標とする。
	2050		

その7-②

(2) 排出源別の特定温室効果ガスの排出量の実績

		SCOPE 1 排出量	SCOPE 2 排出量
排出量実績	2024	3,200 tCO ₂	1,500 tCO ₂
	2025	3,000 tCO ₂	1,000 tCO ₂
(推計値)	2026	2,900 tCO ₂	1,000 tCO ₂

その7-③

(3) 前年度と比較したときの排出源別の特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

		SCOPE 1 排出量	SCOPE 2 排出量
排出量増減率		▲ 6.3 %	▲ 33.3 %
増減要因		食品製造量が5%程度減少したことによって、製造にかかる排出量が削減した。 ボイラーの蒸気圧力の設定値の低減や蒸気ヘッダーのフランジ等を保温して熱の漏洩を防止したことで、蒸気生産に使用する燃料を削減することができた。	契約している電気の30%を再生可能エネルギー由来の電気へ転換したことで、電気由来の排出量を33%程度削減できている。
次年度の具体的な取組内容		現在の省エネ対策を継続しつつ、追加的に蒸気を利用する設備の稼働状況を見直し、効率的な運用を行うことで、蒸気使用量を減少させる。また、今後対応する老朽化設備の更新及び燃料転換の検討を進める。	再生可能エネルギー由来の電気の比率は継続し、昨年同様の排出量削減を実現する。

《注意》 その7シート を記入する前に確認してください！

指定相当地球温暖化対策事業所であって法対象直接排出量確認書を提出している事業所のみ、記入してください。

その他のシートの数値が自動的に反映されますので、着色箇所のみ記入してください。

なお、本シートは 2027 年度から使用します。このため、2026 年度の報告時には空欄としてご提出ください。

その7-① 排出源別の取組方針と削減目標

「取組方針について」

- 事業所の Scope1 排出量（事業者自らが直接的に排出する温室効果ガスの量）と Scope2 排出量（他者から供給された電気又は熱の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガスの量）ごとに、排出量削減のための取組方針とその具体的な排出量削減手法を検討し、その検討結果を記入してください。
- 公表シートとなりますので、記入にあたっては、見切れないように枠内に収まる文字数としてしてください（以下、削減目標、増減要因、次年度の具体的な取組内容を記載する際も同様です。）。
- 取組方針及び排出量削減手法については、次に記入する削減目標と整合させるようにしてください。例えば、削減目標が大きく、取組方針に記載の削減手法では目標達成ができないなど、矛盾がないように記入してください。

「削減目標について」

- Scope1 排出量と Scope2 排出量それぞれ排出量削減の短期目標と長期目標を記入してください。
- 短期目標の年度については、事業所で任意に設定することができますので、想定している年度を記入してください。
- 削減目標については、具体的に削減目標値を示してください。また、取組方針で記載した内容と整合するようにしてください。

その7-② 排出源別の特定温室効果ガスの排出量の実績

- 算定年度及び算定年度の前年度の Scope1 排出量と Scope2 排出量を記入してください。
- また、地球温暖化対策計画書を提出する年度の Scope1 排出量と Scope2 排出量の推計値を入力してください。地球温暖化対策計画書を提出するまでの排出実績に基づき、当該年度全体の排出量を推計してください。

その7-③ 前年度と比較したときの排出源別の特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

「排出量増減率について」

- 排出源別の特定温室効果ガスの排出量の実績を入力すると、自動的に入力されます。

「増減要因」

- 排出量増減率の結果を確認し、Scope1 排出量と Scope2 排出量それぞれ排出増減の要因分析を行い、その結果を記入してください。
- 排出量増減率の結果と増減要因には矛盾がないようにしてください。（例：増減率はマイナスだが、排出量が増加する要因のみが記入されているなど）

「次年度の具体的な取組内容」

- 次年度（地球温暖化対策計画書を提出する年度）で実施している具体的な取組内容を、Scope1 排出量と Scope2 排出量それぞれ記入してください。
- 「その7-② 排出源別の特定温室効果ガスの排出量の実績」で当該年度の排出量を記入しておりますので、その数値と整合するように記入してください。

その8（非公表）シート

10 総量削減義務の第4計画期間履行状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I-1
----------	-----

(2) 削減義務期間

2025年度から	2029年度まで
----------	----------

(3) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
極めて優れた事業所への認定					
特に優れた事業所への認定					
優れた事業所への認定					
削減義務率減少の有無					

(4) 各年度の削減義務履行状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		義務開始の前年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
	削減義務率(B)		50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	排出上限量(C=ΣA-D)							30,000
	削減義務量(D=Σ(A×B))							30,000
実績	特定温室効果ガス排出量(E)		6,500					6,500
	排出削減量(F=A-E)		5,500					5,500
	その他ガス削減量の義務充当量(G)						↓	その8-①
	振替可能削減量の義務充当量(H)						↓	その8-②
	超過削減量の発行数(I)						↓	その8-③
	取引を加味した排出削減量(J=F+G+H-I)		5,500					5,500
	排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果(K)		2,000				↓	その8-④
	超過削減可能量			-	-	-	↓	その8-⑤

残りの削減義務期間における排出上限量	23,500 t（二酸化炭素換算）
--------------------	-------------------

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	26,000 t（二酸化炭素換算）
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	2,500 t（二酸化炭素換算）
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	t（二酸化炭素換算）

備考 「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。

《注意》 その8シート を記入する前に確認してください！

基準排出量に相当する量を算定した事業所のみ、記入してください。
その他のシートの数値が自動的に反映されますので、着色箇所のみ記入してください。

その8-① その他ガス削減量の義務充当量

- 指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません。

その8-② 振替可能削減量の義務充当量

- 指定相当地球温暖化対策事業所は総量削減義務の対象外であるため、法人であれば一般管理口座を開設して振替可能削減量を取得することは可能ですが、指定管理口座を開設して義務充当をすることはできません。しかし、実際に振替可能削減量に相当するもの(グリーン電力証書など)を取得して、特定温室効果ガスと相殺するよう自ら管理することなどにより目標を達成することも可能です。
当該事業所における目標達成のため、他から取得したオフセットクレジット等について、自ら管理する量があれば記入してください。自ら管理する量の詳細については、その6シートに具体的に記載してください。

(自ら管理する方法の例)

1 当該計画期間に利用する例

- 都制度に利用可能なグリーン電力証書を購入する。
- 一般管理口座を開設し、実際に振替可能削減量を取得し、移転等を行わず失効まで保有する。
(他に指定事業所を所有していない場合は一般管理口座の開設手数料が必要です。また、個人では開設できません。)

2 次の計画期間に利用(バンキング)する例

- 超過削減量に相当する量を自ら算定し、次の計画期間に活用する。
- 太陽光発電による電力量の自家消費量を特定温室効果ガス排出量の算定から除外せず、次の計画期間に再エネクレジット相当量として1.0倍した量を活用する。

※該当しない場合は空欄としてください。

その8-③ 超過削減量の発行量

- 指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません。

その8-④ 排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果

- 特定温室効果ガス排出量算定報告書「その6の1」で算定される量を転記してください。
- ※その8-⑤に記載する自ら相殺するための量を算定するための数値となりますので、必ず転記してください。

その8-⑤ 超過削減量発行可能量

- 指定相当地球温暖化対策事業所の場合、基準排出量に相当する量を算定した事業所であっても、実際に超過削減量を発行することはできません。次の計画期間に削減不足がある場合などに自ら相殺するための量となります。
- これまでに記入した数値から自動計算されます。

その8-⑥ 前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量

- 2029年度までの期間内で削減目標量に不足する削減量が自動計算されます。
(不足する削減量がある場合は、目標達成に向けて、今後の削減対策を検討してください)

その8-⑦ 義務充当(バンキング)が可能な削減量

- 前年度排出量を維持したときに、次の削減目標期間において排出量の相殺に用いることが可能な量が自動計算されます。

その8の2 (非公表) シート

11-2 総量削減義務の第4計画期間履行状況 (法対象直接排出量確認書を提出している事業所の場合のみ記載)

(1-2) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I-1
----------	-----

(2-2) 削減義務期間

2025年度から	2029年度まで
----------	----------

(3-2) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
極めて優れた事業所への認定					
特に優れた事業所への認定					
優れた事業所への認定					
削減義務率減少の有無					

(4-2) 各年度の削減義務履行状況

単位: t (二酸化炭素換算)

		義務開始の前年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	法対象直接排出量を除外した基準排出量 (A)	/	12,000					12,000
	削減義務率 (B)	/	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	/
	排出上限量 (C = Σ A-D)	/						6,000
	削減義務量 (D = Σ (A × B))	/						6,000
実績	法対象直接排出量を除外した特定温室効果ガス排出量 (E)	/	6,500					6,500
	排出削減量 (F = A - E)	/	5,500					5,500
その他ガス削減量の義務充当量 (G)		/		0	0	0	0	
振替可能削減量の義務充当量 (H)		/		0	0	0	0	
超過削減量の発行数 (I)		/	0	0	0	0	0	
取引を加味した排出削減量 (J = F + G + H - I)		/	5,500					5,500
排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果 (K)		/	2,000	0	0	0	0	
超過削減量発行情可能量		/		-	-	-	-	

その8-⑧

その8-⑨

その8-⑩

残りの削減義務期間における排出上限量	-500 t (二酸化炭素換算)
--------------------	------------------

その8-⑪

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	26,000 t (二酸化炭素換算)
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	t (二酸化炭素換算)
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当 (バンキング) が可能な削減量	t (二酸化炭素換算)

備考 「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。

《注意》その8の2シート を記入する前に確認してください！

特定地球温暖化対策事業所（削減義務がかかる事業所）に相当する事業所で、事業所内に「脱炭素成長型投資事業者」（国のGX-ETS制度の対象事業者）が存在し、法対象直接排出量確認書を提出している事業所のみ、記入してください。

その他のシートの数値が自動的に反映されますので、着色箇所のみ記入してください。

なお、本シートは2027年度から使用します。このため、2026年度の報告時には空欄としてご提出ください。

その8－⑧ 法対象直接排出量を除外した基準排出量

- ・事業所の基準排出量から法対象直接排出量を除外した基準排出量を記入してください。
- ・法対象直接排出量を除外した基準排出量については、都が別に公表する「法対象直接排出量確認書」に必要な情報を入力すると算定することができます。
- ・作成した「法対象直接排出量確認書」については、地球温暖化計画書の提出と合わせて、都に提出してください。

その8－⑨ 法対象直接排出量を除外した特定温室効果ガス排出量

- ・毎年度の特定温室効果ガス排出量から法対象直接排出量を除外した排出量を記入してください。
- ・法対象直接排出量を除外した特定温室効果ガス排出量については、都が別に公表する「法対象直接排出量確認書」に必要な情報を入力すると算定することができます。
- ・作成した「法対象直接排出量確認書」については、地球温暖化計画書の提出と合わせて、都に提出してください。

※法対象直接排出量を除外した基準排出量及び特定温室効果ガス排出量を算定する際に使用する「法対象直接排出量」の算定方法については、「GX-ETS 制度対象事業者の取扱いに関するガイドライン（仮称）」を参考にしてください。

その8－⑩ 超過削減量発行可能量

- ・記入した数値から自動計算されます。
- ・その8シートでも同様に算定されますが、特定地球温暖化対策事業所（削減義務がかかる事業所）に相当する事業所で、事業所内に「脱炭素成長型投資事業者」（国のGX-ETS制度の対象事業者）が存在する事業所については、こちらで計算される超過削減量が発行可能量となります。
- ・ただし、指定相当地球温暖化対策事業所の場合、基準排出量に相当する量を算定した事業所であっても、実際に超過削減量を発行することはできません。次の計画期間に削減不足がある場合などに自ら相殺するよう管理するための量となります。

その8－⑪ 義務履行の状況

- ・記入した数値から自動計算されます。
- ・その8シートでも同様に算定されますが、特定地球温暖化対策事業所（削減義務がかかる事業所）に相当する事業所で、事業所内に「脱炭素成長型投資事業者」（国のGX-ETS制度の対象事業者）が存在する事業所については、こちらで計算される排出量が、削減義務の履行状況を示しております。これらの数値を参考に、目標達成に向けて、今後の削減対策を検討してください。

12 削減義務の履行に係る措置 (その他ガス排出量の削減及び排出量取引を含む。) の計画及び実施状況

対策 No	区分名称	対策の名称	削減効果の推計 (一年度当たり)		実施 時期	削減効果の推計 (t)					
			削減量 (t)	削減率 (%)		2024	2025	2026	2027	2028	2029
【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】											
1	照明設備	LED化	950	7.9	2013~	950	950	950	950	950	950
2	空調・換気設備	クーリングの推進		7.9	2009~	950	950	950	950	950	950
その9-1	冷房設備	蒸気トラップ		4.2	2015~	500	500	500	500	500	500
		温度管理	500	4.2	2018~	500	500	500	500	500	500
5	空調・換気設備	空調ポンプのオーバーホール	200		その9-3	200	200	200	200	200	200
(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)											
71	オンサイト再エネの利用	太陽光パネルの設置	30	0.3	2025~			30	30	30	30
72	オフサイト再エネの利用	都外の事業所に設置の太陽光パネルでの電力を自己発電	100	0.8	2028~					100	100
73											
【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況 (その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載)】											
81											
【排出量取引の計画及び実施の状況】											
91	排出量取引	超過削減量の充当			整理期間						
92											
特定温室効果ガス排出量の削減効果の推計の合計			3,230			3,100	3,100	3,130	3,130	3,230	3,230
その他ガス排出量の削減効果の推計の合計											
排出量取引による取得量の合計											
削減効果の推計及び排出量取引による取得量の合計						3,100	3,100	3,130	3,130	3,230	3,230
対策以外の要因による排出量の減少量の推計 (基準排出量比)											その9-6
取引を加重し味した排出削減量						5,500	3,130	3,130	3,130	3,230	3,230
前年度排出量を維持したときと比較した削減量の推計					320						320
排出量の削減量の推計											2,500
備考 「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。						対策以外の要因による排出量の減少量 (前年度排出量比)			前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量		

このシートは、削減対策を実施した当該年度において、どの程度の削減効果が見込まれるか、推計する削減量が削減目標量に対して不足していないかなどを検証するシートです。

その9-① 対策の区分、対策の名称

- ・「その5シート」に記入した内容が自動表示されます。
- ・各項目、一部の行を非表示にしております。その5-①で行の「再表示」をした場合、本項目でも同様に「再表示」をしてください。(該当する行の行番号を選択し、右クリックのメニューから「再表示」を選択すると表示されます。)

その9-② 削減量

- ・「その8-①」に記載する対策を実施した場合に見込まれる一年度当たりの削減量の最大値を記入してください。

※削減効果量は以下を参考に推計してください。

- ・地球温暖化対策報告書作成ハンドブック
[地球温暖化対策メニュー編]の 5.3 地球温暖化対策メニュー（個表）事例紹介
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/businesses/regulations#sonota_siryou
- ・省エネチューニングガイドブック
http://www.eccj.or.jp/b_tuning/gdbook/index.html

その9-③ 実施時期

- ・「その5シート」に記入した内容が自動表示されます。

その9-④ 削減効果の推計

- ・実施予定の年度及び継続して効果が見込める各年度に、一年度当たりの削減量の推計量を記入してください。
- ・実施時期と削減効果の推計値を記入しはじめる年度欄が整合するように記入してください(例：2026年度実施であれば、推計値は2026年度～2029年度※の欄に入力する。)

※単年度のみ削減効果が得られる又は計画期間途中で削減対策を取りやめることがなければ、削減効果については、継続して効果が見込めるものと判断して2029年度まで数値を記入してください。

その9-⑤ 対策以外の要因による排出量の減少量の推計（基準排出量比）

- ・次の対策要件に該当しない場合は、空欄としてください。
 - ・施設や設備の変更を伴わない生産数量の増減などにより排出量が増減する
 - ・営業時間や工場の稼働時間の変更により排出量が増減する
 - ・建築物の改修工事により排出量が増減する など
- ・記入する場合は、「その9-①」で記載した削減対策以外（生産量の増減など）が要因となる削減量を推計して記載してください。
【推計量算定方法】
 - ・排出量の報告実施年度は、「取引を加味した排出削減量」－「削減効果の推計及び排出量取引による取得量の合計」の値を記入してください。
 - ・予定年度は、排出量の報告実施年度の値を参考に推計してください。

その9-⑥ 前年度排出量を維持したときと比較した排出量の削減量の推計

- ・記入内容から自動計算されます。
- ・計画（推計）した削減量の合計値が「削減目標量に不足する削減量」の値を下回っている場合には、目標達成のための削減対策が不足している可能性があります。第4計画期間の目標達成に向け、適宜、今後の削減対策を見直していただくよう、お願いします。

（「不足する削減量」がある場合は、自動でセルが赤色になり、コメントが表示されます。削減対策の追加又は排出量取引を検討いただき、結果を反映させてください。

東京都へ提出いただく際は、「不足する削減量」がない(赤いセルがない)状態で提出してください。

その10（非公表）シート

13 統括管理者及び技術管理者の氏名等

(1) 統括管理者

氏名	東京 太郎			その10-①
会社名	株式会社 東京〇〇			
所属名	環境部長			
連絡先	電話番号	03 - □□□□ - ××××		
	電子メールアドレス	kankyoubu@△△△.co.jp		

(2) 技術管理者

氏名	東京 三郎			その10-②
会社名	株式会社△△サービス			
所属名	規格技術部門エネルギーサポートリーダー			
連絡先	電話番号	03-5777-〇〇〇〇		
	電子メールアドレス	kikaku@×××.co.jp		
資格要件の名称	エネルギー管理士	取得年月日	2000年2月3日	

14 添付する書類

特定温室効果ガス排出量算定報告書	△別紙 (1) のとおり	その10-③
その他ガス排出量算定報告書	△別紙 (2) のとおり	
点検表	△別紙 (3) のとおり	
自動車点検表	△別紙 (4) のとおり	
検証結果報告書を含む検証書類一式	△別紙 (5) のとおり	
	△別紙 () のとおり	

備考 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

その10-①：統括管理者

- ・選任した統括管理者の氏名等を記入してください。
- ・統括管理者は枠内記載の要件を満たす必要があります。
- ・指定地球温暖化対策事業所の指定の日や、異動や退職等を理由に統括管理者の職務を果たすものがないなくなった日などから9か月以内に選任する必要があります。

(参考) 統括管理者の要件

- ① 指定(特定)相当地球温暖化対策事業者であること(指定相当地球温暖化対策事業者以外からの選任は原則不可)
- ② 地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること ※1

その10-②：技術管理者

- ・選任した技術管理者の氏名等を記入してください。
- ・技術管理者は、枠内記載の要件を満たす必要があります。該当する資格要件の名称をプルダウンから選択してください。
- ・指定地球温暖化対策事業所の指定の日や、異動や退職等を理由に技術管理者の職務を果たすものがないなくなった日などから9か月以内に選任する必要があります。
- ・技術管理者は、統括管理者が兼務することもできます。また、都に登録した「地球温暖化対策ビジネス事業者」(※2)など、要件を満たす方に外部委託することもできます。
- ・同一の人が複数の事業所の技術管理者になる場合、兼任できる事業所の数は5事業所までです。

(参考) 技術管理者の要件

- ① 次に示す資格のいずれかを有すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境))、第一種から第三種電気主任技術者

- ② 省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること ※1

※1 第2計画期間以降に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない方を選任する場合には、東京都の定める講習会を受講していただく必要があります。それ以外は、受講経験のない方を選任する場合であっても、受講は任意です(受講しない場合にも、制度についての理解に努めてください。)

講習会については、下記ホームページをご確認ください。毎年度5～6月頃に制度動画と資料を掲載します。

【東京都環境局(制度動画と資料)】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/movie_data/

※2 「地球温暖化対策ビジネス事業者」の登録・紹介については、東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)のホームページを参照してください。

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

<https://www.tokyo-co2down.jp/>

その10-③：添付する書類

- ・計画書以外の添付書類がある場合、この欄に書類名称及び一連番号を記入してください。また、該当書類も同様に一連番号を記入して書類の参照先を明確にしてください。

【参考 1】日本標準産業分類表（令和5年7月改定）

日本標準産業分類 中分類（1）

大分類		中分類	
A	農業, 林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業
		4	水産養殖業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業		
30	情報通信機械器具製造業		
31	輸送用機械器具製造業		
32	その他の製造業		
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業, 郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)

日本標準産業分類 中分類（２）

大分類		中分類	
I	卸売業, 小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
J	金融業, 保険業	61	無店舗小売業
		62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業, 商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
K	不動産業, 物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究, 専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		73	広告業
		74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業, 飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業, 娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育, 学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育, 学習支援業
P	医療, 福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業(別掲を除く)
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
		S	公務(他に分類されるものを除く)
98	地方公務		
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

お問合せ先

東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp